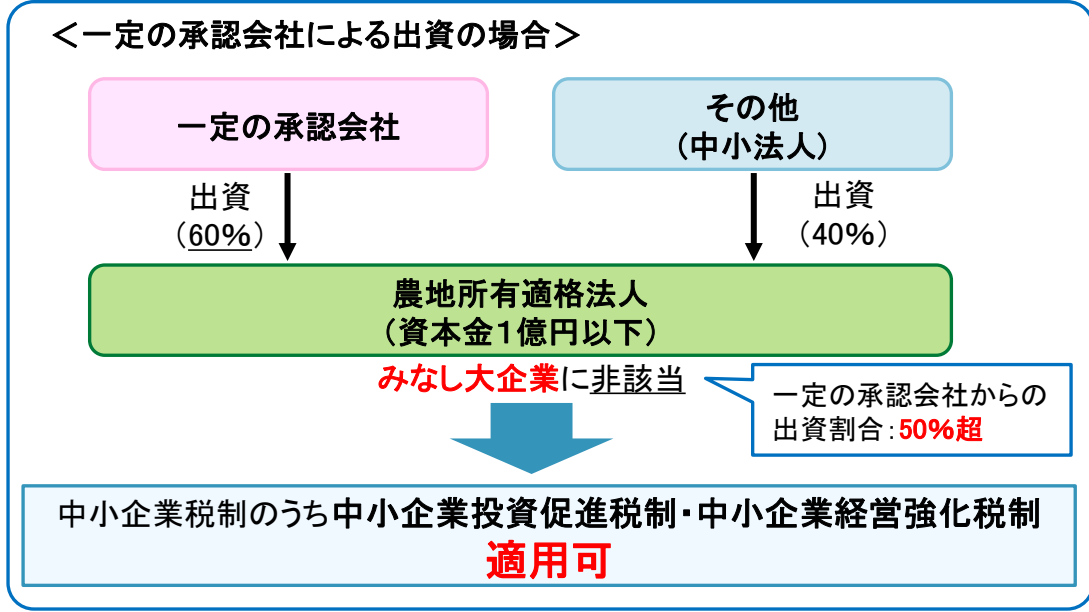
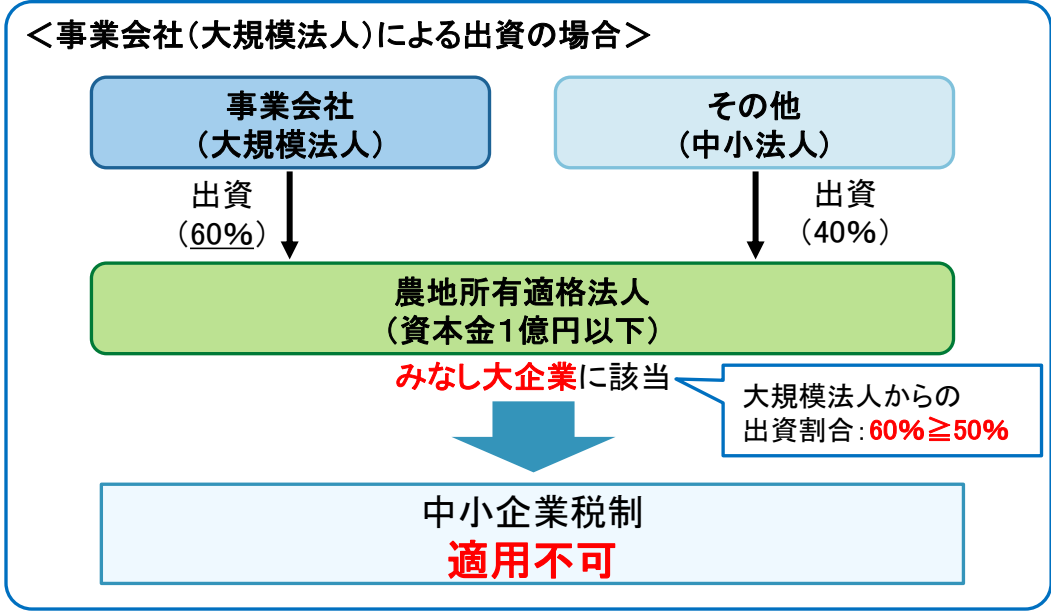


5 中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制 におけるみなし大企業の範囲の見直し

中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制におけるみなし大企業の範囲の見直し

中小企業税制(※1)の適用を受けることができないみなし大企業(※2)の範囲について、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の適用を受けようとする法人が農地法の農地所有適格法人であり、かつ、その発行済株式等の1/2超が農林漁業法人等投資円滑化法の一定の承認会社の所有に属しているときは、その農地所有適格法人をこれらの制度におけるみなし大企業から除外することとされました(措法42の6①、42の12の4①、措令27の6①)(※3)。

[改正後のみなし大企業の判定イメージ]



※1 中小企業税制とは、中小企業技術基盤強化税制(措法42の4④)、中小企業投資促進税制(措法42の6)、中小企業経営強化税制(措法42の12の4)、特定事業継続力強化設備等の特別償却(措法44の2)、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(措法67の5)等をいいます。

※2 みなし大企業とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次の(1)及び(2)に掲げる法人等をいいます(措令27の4①)。

(1) その発行済株式等の2分の1以上を同一の大規模法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等をいいます。)の所有に属している法人

(2) 上記(1)のほか、その発行済株式等の3分の2以上を複数の大規模法人の所有に属している法人

※3 中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制以外の中小企業税制におけるみなし大企業の判定については、従前どおり判定することとなります。